



愛媛県報

発行 愛媛県

平成21年4月24日金曜日 第2059号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則.....	442
愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則.....	443

告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	446
指定介護予防サービス事業者の指定.....	447
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	447
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	447
指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	448
指定居宅サービス事業の廃止.....	448
指定居宅介護支援事業の廃止.....	448
指定介護予防サービス事業の廃止.....	449
指定介護療養型医療施設の指定の辞退.....	449
指定調査機関の指定.....	449
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	449
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	450
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	450
公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	450

基本測量の実施の通知.....	451
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	451
建設業者の許可の取消し.....	453
土地改良区の定款変更の認可.....	453
開発行為に関する工事の完了（3件）.....	453
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	454
道路の位置の指定.....	455

公 告

争議行為の通知の公表.....	455
-----------------	-----

正 誤

平成15年4月1日付け第1444号外1愛媛県訓令第8号（愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令）中.....	455
平成21年3月23日付け第2049号愛媛県告示第391号（道路の区域変更（県道大三島環状線））中.....	455
平成21年3月24日付け第2050号愛媛県告示第409号（道路の供用開始（県道桜井山路線））中.....	455
平成21年4月7日付け第2054号中.....	455

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則（昭和45年愛媛県規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（会計事務の委託）</p> <p>第2条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、第165条の3第1項及び農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）第5条の規定に基づき、農業改良資金の貸付けの事業に係る会計事務の一部 _____ を愛媛県信用農業協同組合連合会（以下「信用農協連」という。）に委託するものとする。ただし、中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第11条第1項に規定する認定中小企業者が県又は銀行若しくは信用金庫から貸付けを受ける場合における農業改良資金の貸付けの事業に係る会計事務については、知事が自ら行うものとする。</p> <p>（貸付決定の通知）</p> <p>第4条 知事は、愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号。以下「貸付規則」という。）第8条第1項又は第16条第2項の規定により農業改良資金の貸付けの決定をしたときは、</p>	<p>（会計事務の委託）</p> <p>第2条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項、第165条の3第1項及び農業改良資金助成法施行令（昭和31年政令第131号）第5条の規定に基づき、農業改良資金の貸付けの事業に係る会計事務の一部（<u>貸付けの決定を除く。</u>）を愛媛県信用農業協同組合連合会（以下「信用農協連」という。）に委託するものとする。</p> <p>（貸付決定の通知）</p> <p>第4条 知事は、愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号。以下「貸付規則」という。）第8条第1項又は第16条第2項の規定により農業改良資金の貸付けの決定をしたときは、</p>

る。)に充てるのに必要な資金

(12) 農業経営に必要な施設(農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等をいう。)の設置に必要な資金

(13) 認定中小企業者の使用する加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(14) 認定中小企業者の使用する販売施設の改良、造成又は取得に必要な資金

(貸付対象者)

第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する農業者等又は認定中小企業者とする。ただし、第1号に掲げるものにあつては前条第1号から第11号までに掲げる資金の貸付に、第2号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号まで_____に掲げる資金の貸付に_____、第5号に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで及び第11号_____に掲げる資金の貸付に、第7号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号まで及び第11号_____に掲げる資金の貸付に、第10号に掲げるものにあつては同条第12号から第14号までに掲げる資金の貸付に限る。

(1)~(7) 省略

(8) 農工商等連携促進法第4条第1項の規定に基づき農工商等連携事業計画の認定を受けた農業者等

(9) 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)第4条第1項の規定に基づき生産製造連携事業計画の認定を受けた農業者等(バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施するものに限る。)

(10) 農業改良措置を支援するための措置を実施する認定中小企業者であつて、次のいずれにも該当しないもの

ア 金融業又は保険業を営むもの

イ 融資機関から取引の停止の措置を受けているもの又は手形若しくは小切手の不渡りがあつたときから6箇月を経過していないもの

ウ 暴力的不法行為を行うもの

エ 申込みの際し、金融業等を営む者への仲立ち、取次ぎ等の活動を行う第三者を関与させ、又は関与させようとするもの

オ 事業を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けないで、当該事業を行つているもの

(農業改良資金の利率、償還期間、据置期間、貸付限度額及び償還方法)

第4条 農業改良資金の利率は、無利子とし、その償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	
	間	間

び施設の修理費(農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。)に充てるのに必要な資金

イ 農作業を受託する場合に必要な資金(農地保有合理化担い手育成地域推進事業実施要領(平成19年3月30日付け18経営第7333号農林水産事務次官依命通知)に基づき基幹的農作業を受託する旨の契約を結び、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。)

(貸付対象者)

第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する農業者等_____とする。ただし、第2号及び第3号_____に掲げるものにあつては前条第1号から第7号まで及び第11号イに掲げる資金の貸付に、第4号及び第6号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号までに掲げる資金の貸付に、第5号に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで及び第11号アに掲げる資金の貸付に、第7号に掲げるものにあつては同条第1号から第7号まで及び第11号アに掲げる資金の貸付に_____限る。

(1)~(7) 省略

(農業改良資金の利率、償還期間、据置期間、貸付限度額及び償還方法)

第4条 農業改良資金の利率は、無利子とし、その償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	
	間	間

当初償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
第 12 回	年 月 日	千円	
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第 1 回	年 月 日	千円
	第 2 回	年 月 日	千円
	第 3 回	年 月 日	千円
	第 4 回	年 月 日	千円
	第 5 回	年 月 日	千円
	第 6 回	年 月 日	千円
	第 7 回	年 月 日	千円
	第 8 回	年 月 日	千円
	第 9 回	年 月 日	千円
	第 10 回	年 月 日	千円
	第 11 回	年 月 日	千円
第 12 回	年 月 日	千円	

を	当初償還方法	年賦均等償還 半年賦均等償還 3分の1年賦均等償還 (いずれかを で囲んでください。)		
		支払期日及び金額	第 1 回 支 払 金 額	千円
			第 2 回以降の支払金額	千円
			第 1 回 支 払 期 日	年 月 日
			毎 年 の 支 払 期 日	月 日
				月 日
	最 終 支 払 期 日	年 月 日		
	支 払 回 数	回		
	変更後の償還方法	年賦均等償還 半年賦均等償還 3分の1年賦均等償還 (いずれかを で囲んでください。)		
		支払期日及び金額	第 1 回 支 払 金 額	千円
			第 2 回以降の支払金額	千円
			第 1 回 支 払 期 日	年 月 日
毎 年 の 支 払 期 日			月 日	
			月 日	
最 終 支 払 期 日	年 月 日			
支 払 回 数	回			

に改める。

様式第11号(表)中「ちょう付欄」を「ちょう付欄」に、

償還期日	年 月 日	償還期日及び償還額	第 1 回	年 月 日	千円
			第 2 回	年 月 日	千円
			第 3 回	年 月 日	千円
			第 4 回	年 月 日	千円
			第 5 回	年 月 日	千円
			第 6 回	年 月 日	千円
			第 7 回	年 月 日	千円
			第 8 回	年 月 日	千円
			第 9 回	年 月 日	千円
			第 10 回	年 月 日	千円
			第 11 回	年 月 日	千円
			第 12 回	年 月 日	千円

償還期限	年 月 日	償 還 方 法	年賦均等償還 半年賦均等償還 3分の1年賦均等償還 (いずれかを で囲んでください。)		
			支払期日及び金額	第 1 回 支 払 金 額	千円
				第 2 回以降の支払金額	千円
				第 1 回 支 払 期 日	年 月 日
				毎 年 の 支 払 期 日	月 日
					月 日
		最 終 支 払 期 日		年 月 日	
		支 払 回 数	回		

に改め、同様式(裏)愛媛県農業改良資金県貸付金借用証書特約条項第10条中「甲、乙及び丙」を「甲及び乙」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第 578 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107228	医療法人石手内科	愛媛県松山市紅葉町2番16号	特定施設入居者生活介護	パラディはるみかん	愛媛県松山市紅葉町2番16号	平成21年3月18日
3857780070	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町8-2	訪問リハビリテーション	老人保健施設アイリス	愛媛県四国中央市上分町8-3	平成21年3月1日
3870501883	株式会社東京ネバーランドえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	通所介護	デイサービスセンターフアイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成21年3月2日
3870107210	株式会社イースタ	愛媛県松山市三番町五丁目13番地10	通所介護	デイサービスセンターAIRあいる	愛媛県松山市清水町三丁目43-9	平成21年3月5日
3870107236	株式会社ケアジャパンハッピーライフ	愛媛県松山市南久米町12番地1	特定施設入居者生活介護	ハッピー南久米	愛媛県松山市南久米町12番地1	平成21年3月20日

○愛媛県告示第579号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定介護予防サービス事業所		指定年月日
				名称	所在地	
3870107228	医療法人石手内科	愛媛県松山市紅葉町2番16号	介護予防特定施設入居者生活介護	パラディはるみかん	愛媛県松山市紅葉町2番16号	平成21年3月18日
3870104563	有限会社アシストジャパン	愛媛県松山市南高井町18-1	介護予防訪問介護	アシストジャパンヘルパーステーション松山	愛媛県松山市南高井町18-17番地1	平成21年3月1日
3857780070	社会福祉法人愛美会	愛媛県四国中央市上分町8-2	介護予防訪問リハビリテーション	老人保健施設アイリス	愛媛県四国中央市上分町8-3	平成21年3月1日
3870501883	株式会社東京ネバーランドえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	介護予防通所介護	デイサービスセンターフアイトえひめ	愛媛県新居浜市西の土居町一丁目3番28号	平成21年3月2日
3870107210	株式会社イースタ	愛媛県松山市三番町五丁目13番地10	介護予防通所介護	デイサービスセンターAIRあいる	愛媛県松山市清水町三丁目43-9	平成21年3月5日
3870107236	株式会社ケアジャパンハッピーライフ	愛媛県松山市南久米町12番地1	介護予防特定施設入居者生活介護	ハッピー南久米	愛媛県松山市南久米町12番地1	平成21年3月20日

○愛媛県告示第580号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は住所	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	訪問介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成21年3月1日
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	通所介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成21年3月1日
3870104787	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	訪問介護	ヘルパーステーションあおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	愛媛県松山市古川北一丁目22番22号	平成21年3月15日
3870105511	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	通所介護	デイサービスセンターあおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	愛媛県松山市古川北一丁目22番22号	平成21年3月15日

○愛媛県告示第581号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの 種類	指定居宅介護支援事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	居宅介護支援	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成21年3月1日
3870105503	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所あおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	愛媛県松山市古川北一丁目22番22号	平成21年3月15日

○愛媛県告示第582号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定介護予防サービス 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの 種類	指定介護予防サービス事業所			届出 年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	介護予防訪問介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成21年3月1日
3870500729	有限会社オフィスワン	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	介護予防通所介護	オレンジケアステーション	愛媛県新居浜市篠場町10番23号	愛媛県新居浜市篠場町10番25号	平成21年3月1日
3870104787	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	愛媛県松山市古川北一丁目22番22号	平成21年3月15日
3870105511	有限会社葵星	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	介護予防通所介護	デイサービスセンターあおいほし	愛媛県松山市小栗一丁目5番5号	愛媛県松山市古川北一丁目22番22号	平成21年3月15日

○愛媛県告示第583号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービスの 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870107095	リブサポート株式会社	愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リュウレント朝生田	訪問介護	介護支援センターあいぷらす	愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リュウレント朝生田	平成21年2月28日
3873500569	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	福祉用具貸与	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	平成21年3月5日
3873500569	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	特定福祉用具販売	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	平成21年3月5日

○愛媛県告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称又は氏名	開設者の主たる 事務所は所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870201534	有限会社武吉	愛媛県今治市横田町一丁目6番3号	居宅介護支援	居宅介護支援事業所たけきち	愛媛県今治市郷新屋敷町二丁目2番5号	平成21年2月28日
3810111322	医療法人和仁会	愛媛県松山市井門町574-1	居宅介護支援	医療法人和仁会門田内科循環器科医院	愛媛県松山市井門町574番地1	平成21年3月1日

○愛媛県告示第585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護予防サービス事業者の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	廃止に係る指定介護予防サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870107095	リブサポート株式会社	愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リュウレント朝生田	介護予防訪問介護	介護支援センターあいぶらす	愛媛県松山市朝生田町一丁目15番10号リュウレント朝生田	平成21年2月28日
3873500569	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	介護予防福祉用具貸与	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	平成21年3月5日
3873500569	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	特定介護予防福祉用具販売	株式会社セフティ	愛媛県伊予郡松前町筒井933番地1	平成21年3月5日

○愛媛県告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地又は住所	サービスの種類	辞退に係る指定介護療養型医療施設		届出年月日
				名称	所在地	
3810111546	医療法人福井整形外科麻酔科	愛媛県松山市久米窪田町784番地1	介護療養型医療施設	福井整形外科・麻酔科医院	愛媛県松山市久米窪田町784番地1	平成21年2月28日

○愛媛県告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の30第1項の規定により、次のとおり指定調査機関を指定した。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	指定年月日
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県松山市高岡町101番地1	愛媛県松山市高岡町101番地1	平成21年4月1日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号	平成21年4月1日
特定非営利活動法人J M A C S	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3	愛媛県松山市千舟町六丁目1番地3	平成21年4月1日

○愛媛県告示第588号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ新居浜店
新居浜市磯浦町362番3 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあつては代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥 昭雄

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

株式会社ニトリ

北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号

代表取締役 似鳥 昭雄

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年12月2日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,953平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

115台

イ 駐輪場の収容台数

44台

ウ 荷さばき施設の面積

136平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

42.40立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後9時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

2 届出年月日
平成21年 4月 1日

3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛

媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項
ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 589 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成21年 4月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
ジョー・ブラ	松山市朝生田町五丁目1番25号	大規模小売店舗内において小売業を行う者	株式会社ママイ、大西彰ほか計16者	株式会社ママイ、伊予市ほか計16者	平成21年4月1日	平成21年4月6日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第 590 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年 4月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年 4月24日から 5月 7日まで

なお、法第22条第3項に規定する図書は、大洲市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年 4月24日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 加戸守行

松山市御宝町119番1

2 埋立区域

(1) 位置

大洲市長浜甲1015番4の地先公有水面

○愛媛県告示第 591 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑮の地点を結ぶ昭和63年2月12日付け愛媛県指令62港第475号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+3.09mにより決定）により囲まれた区域

基点 大洲市長浜乙18番7の国土地理院四等三角点住吉公園（北緯33度36分46秒8729、東経132度29分02秒5795）

①の地点 基点から真北358度30分50秒634.84メートルの地点

②の地点 ①の地点から真北57度04分20秒0.14メートルの地点

③の地点 ②の地点から真北325度45分30秒62.49メートルの地点

④の地点 ③の地点から真北55度34分50秒1.83メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から真北325度49分20秒50.02メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から真北55度29分20秒10.21メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から真北145度36分10秒0.70メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から真北55度38分10秒3.01メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から真北325度18分10秒0.68メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から真北56度00分50秒15.00メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から真北145度50分00秒33.84メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から真北55度48分00秒55.11メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から真北145度59分20秒17.76メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から真北145度47分40秒97.65メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から真北235度47分40秒85.20メートルの地点

(3) 面積

10,747.84平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成10年3月16日 愛媛県指令港第31号

4 しゅん功認可年月日

平成21年4月24日

○愛媛県告示第592号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては、その代表者の氏名及び住所

上島町

越智郡上島町弓削下弓削210番地

代表者 上島町長 上村 俊之

越智郡上島町弓削下弓削185番地5

2 埋立区域

(1) 位置

越智郡上島町岩城4695番6から同町岩城4699番2前面道路の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに16点と1点を結ぶ平成19年の春分の満潮位（D.L.+3.71メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（愛媛県越智郡上島町字長江乙1350-1番地内の国土地理院「長江」四等三角点）は、北緯34度16分24秒3169、東経133度09分01秒1950の地点

1点は、基点から真北23度54分36秒562.40メートルの地点

2点は、1点から真北76度05分25秒11.09メートルの地点

3点は、2点から真北162度20分49秒0.86メートルの地点

4点は、3点から真北76度01分36秒34.05メートルの地点

5点は、4点から真北165度22分45秒0.05メートルの地点

6点は、5点から真北76度01分32秒16.20メートルの地点

7点は、6点から真北165度57分50秒0.01メートルの地点

8点は、7点から真北76度01分47秒12.87メートルの地点

9点は、8点から真北166度01分31秒49.57メートルの地点

10点は、9点から真北75度57分50秒0.01メートルの地点

11点は、10点から真北166度01分34秒48.68メートルの地点

12点は、11点から真北256度01分35秒29.28メートルの地点

13点は、12点から真北166度33分05秒0.05メートルの地点

14点は、13点から真北256度01分36秒44.85メートルの地点

15点は、14点から真北165度50分48秒0.83メートルの地点

16点は、15点から真北256度07分24秒16.45メートルの地点

(3) 面積

9,300.88平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成19年11月2日 愛媛県指令19港第366号

4 しゅん功認可年月日

平成21年4月24日

○愛媛県告示第593号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成21年4月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 作業種類 基本測量（基本重力測量）

2 作業期間 平成21年5月18日から

平成22年3月19日まで

3 作業地域 宇和島市

○愛媛県告示第594号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、

今治市頓田川土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	越 智 和 男	今治市朝倉上甲331番地 2

○愛媛県告示第 595 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市角野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 岡 功 男	新居浜市御蔵町 9 - 11
"	松 本 健 治	新居浜市篠場町11 - 25
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町 1 - 6 - 46
"	渡 邊 恵 一	新居浜市中筋町 1 - 14 - 4
"	杉 本 馨	新居浜市北内町 4 - 6 - 27
"	山 本 佑 造	新居浜市西泉町 7 - 8
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	伊 藤 榮 基	新居浜市北内町 1 - 10 - 12
"	渡 辺 政 幸	新居浜市北内町 1 - 2 - 1
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	原 國 紘	新居浜市角野新田町 2 - 7 - 16
"	本 田 甚 一	新居浜市角野新田町 3 - 5 - 16
監 事	白 石 徹	新居浜市北内町 1 - 12 - 18
"	神 野 潔	新居浜市北内町 4 - 5 - 36

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	石 川 健 一	新居浜市御蔵町10 - 3
"	松 本 健 治	新居浜市篠場町11 - 25
"	松 本 幸 久	新居浜市西連寺町 1 - 6 - 46
"	原 重 久	新居浜市中西町 3 - 31
"	斉 藤 勉	新居浜市喜光地町 2 - 1 - 22
"	石 川 雄 三	新居浜市宮原町 8 - 34
"	白 石 徹	新居浜市北内町 1 - 12 - 18
"	木 下 新一郎	新居浜市北内町 1 - 6 - 8
"	渡 辺 政 幸	新居浜市北内町 1 - 2 - 1
"	小 野 光 廣	新居浜市吉岡町13 - 32
"	原 國 紘	新居浜市角野新田町 2 - 7 - 16
"	石 川 清 幸	新居浜市角野新田町 3 - 2 - 13
監 事	杉 本 馨	新居浜市北内町 4 - 6 - 27
"	神 野 潔	新居浜市北内町 4 - 5 - 36

○愛媛県告示第 596 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	合 田 信 隆	新居浜市萩生1404
"	松 木 一	新居浜市萩生1985 - 1
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
"	高 須 賀 清	新居浜市萩生1660 - 4
"	妻 鳥 寿	新居浜市萩生1778
"	久 枝 隆 治	新居浜市萩生1715
"	井 上 昭 司	新居浜市萩生1976 - 8
"	飲 尾 俊 一	新居浜市萩生2097 - 2
"	森 賀 太 市	新居浜市萩生1454
"	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
"	曾我部 巖	新居浜市大生院42 - 8
"	曾我部 重 晴	新居浜市大生院64 - 22
"	谷 口 幸 隆	新居浜市萩生2105 - 2
監 事	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	守 谷 公 一	新居浜市萩生1442 - 10
"	越 野 幸 男	新居浜市大生院188

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	徳 永 義太郎	新居浜市萩生1716
"	合 田 信 隆	新居浜市萩生1404
"	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
"	妻 鳥 寿	新居浜市萩生1778
"	小 野 英 雄	新居浜市萩生1694 - 4
"	井 上 利喜夫	新居浜市萩生2011
"	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	高 橋 禎 二	新居浜市萩生1441
"	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
"	高 橋 末 丸	新居浜市大生院111 - 2
"	高 橋 光 雄	新居浜市大生院99
"	曾我部 俊 弘	新居浜市大生院153
"	森 賀 康 人	新居浜市萩生2104 - 2
監 事	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
"	守 谷 公 一	新居浜市萩生1442 - 10
"	越 野 幸 男	新居浜市大生院188

○愛媛県告示第 597 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市船木・泉川（池田池）土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 貞 義	新居浜市船木150番地
"	石 村 徳 次	新居浜市船木2038番地
"	神 野 幸 雄	新居浜市船木2457番地の 2
"	泰 庄 司	新居浜市船木4449番地の 5
"	豊 永 清	新居浜市船木1321番地の 4
"	加 地 守	新居浜市船木973番地の 2
"	鴻 上 義 行	新居浜市船木甲3729番地の 1
"	神 野 是 美	新居浜市船木3956番地の 2
"	薦 田 俊 一	新居浜市船木5290番地
"	篠 原 憲 昭	新居浜市船木4150番地
"	鈴 木 英 次	新居浜市船木4719番地の 6
"	鈴 木 秀 夫	新居浜市船木4565番地
"	神 野 孝 久	新居浜市東田 2 丁目甲1730番地の 1
"	田 坂 照 近	新居浜市東田 1 丁目762番地
"	田 坂 一 博	新居浜市光明寺 1 丁目甲433番地の 1
監 事	高 橋 真 次	新居浜市船木2535番地
"	矢 野 和 男	新居浜市船木3063番地の 2
"	本 田 清 正	新居浜市船木甲5052番地の 2
"	續 木 廉	新居浜市東田 2 丁目甲1403番地の 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 貞 義	新居浜市船木150番地
"	武 野 道 義	新居浜市船木甲591番地の 1
"	神 野 幸 雄	新居浜市船木2457番地の 2
"	豊 永 清	新居浜市船木1321番地の 4
"	仙 波 盛 幸	新居浜市船木2668番地
"	鴻 上 義 行	新居浜市船木3729番地
"	佐 々 木 徹	新居浜市船木3653番地
"	薦 田 俊 一	新居浜市船木5290番地
"	篠 原 憲 昭	新居浜市船木4150番地
"	小 野 雄 基	新居浜市船木4814番地
"	藤 田 義 弘	新居浜市船木4373番地の 2
"	神 野 孝 久	新居浜市東田 2 丁目甲1730番地の 1
"	村 上 輝 幸	新居浜市東田 1 丁目甲1028番地の10
"	田 坂 一 博	新居浜市光明寺 1 丁目甲433番地の 1
監 事	神 野 隆 義	新居浜市船木1975番地
"	宇 野 文 儀	新居浜市船木1235番地の 1
"	鈴 木 英 次	新居浜市船木4719番地の 6
"	続 木 清 美	新居浜市東田 2 丁目1401番地の 1

○愛媛県告示第 598 号

建設業法（昭和24年法律第 100 号）第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成21年 4月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因となった事実
(般 - 16) 第15676号	平成16年 12月22日	(有)エースプランニング	破産管財人 弁護士 村上 昭子	西条市今在家878 - 1	平成21年 3月9日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第15号	平成18年 5月24日	(株)岡田建設	破産管財人 弁護士 佐伯継一郎	新居浜市新須賀町 1 - 11 - 17	平成21年 3月17日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般 - 18) 第8125号	平成19年 2月22日	愛媛三段ブロック(株)	八塚 和男	今治市長沢乙203 - 65	平成21年 3月19日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第10575号	平成19年 7月18日	田中勝建設	田中 勝正	西条市国安45 - 3	平成21年 3月24日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 16) 第2828号	平成17年 2月18日	別子プロバン(株)	渡邊 英司	新居浜市新須賀町 4 - 13 - 12	平成21年 3月27日	管工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第 599 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、松山市太山寺土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年 4月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

○愛媛県告示第 600 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年 4月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第1号 平成21年4月14日	伊予郡松前町大字西古泉字若松303番3	松山市土居田町540番地4 セジュール西村A102号 岡部 泰介 岡部 裕美

○愛媛県告示第601号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年4月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第2号 平成21年4月16日	伊予市下三谷字二ツ塚2575番1及び2575番3	松山市鷹ノ子町470番1 ステーションハウス久米3A102号 関 口 文 徳

○愛媛県告示第602号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成21年4月24日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
21中局建(開)第3号 平成21年4月16日	伊予郡松前町大字徳丸字植木ノ元1165番4	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 (有)アットホーム 代表取締役 田 原 信 幸

○愛媛県告示第603号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年4月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	大 森 隆 雄	大洲市徳森2599番地の2
"	武 田 和 敬	大洲市若宮863番地の1
"	堀 江 泰 幸	大洲市田口甲1982番地
"	奥 田 利 徳	大洲市平野町平地173番地1
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第7
"	柿 原 國 臣	大洲市菅田町菅田甲2645番地
"	姫 地 利 光	大洲市菅田町宇津甲2440番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	崎 岡 富 夫	大洲市柳沢甲1882番地
"	村 上 晃 一	大洲市新谷甲505番地
"	安 岡 秀 峰	大洲市恋木甲732番地
"	窪 田 亀 一	大洲市春賀甲1200番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	山 本 虎 夫	大洲市上須戒乙675番地第2
"	松 岡 良 明	大洲市新谷乙550番地2
監 事	岩 田 博 明	大洲市西大洲甲1082番地の2

"	堺 勝 俊	大洲市平野町野田63番地2
"	都 築 賢	大洲市米津甲409番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	大 野 新 策	大洲市阿蔵甲218番地1
"	大 森 隆 雄	大洲市徳森2599番地の2
"	吉 岡 猛	大洲市若宮622番地
"	谷 山 光 男	大洲市田口甲2158番地の1
"	浅 野 十代明	大洲市平野町平地4165番地
"	大 谷 壽 昭	大洲市稲積10番地第7
"	柿 原 國 臣	大洲市菅田町菅田甲2645番地
"	姫 地 利 光	大洲市菅田町宇津甲2440番地
"	山 下 勝 利	大洲市成能甲1180番地
"	崎 岡 富 夫	大洲市柳沢甲1882番地
"	山 中 誠	大洲市新谷甲915番地
"	安 岡 秀 峰	大洲市恋木甲732番地
"	樋 水 重 孝	大洲市春賀甲1765番地
"	後 藤 武 薫	大洲市八多喜町甲2178番地
"	池 田 幸 徳	大洲市上須戒甲1135番地の2
"	城 戸 良 一	大洲市多田甲606番地の1
監 事	岩 田 博 明	大洲市西大洲甲1082番地の2
"	成 澤 長 治	大洲市菅田町大竹甲1252
"	都 築 賢	大洲市米津甲409番地

○愛媛県告示第 604 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、伊方町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	根 来 仲 男	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地494番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 野 清 秋	西宇和郡伊方町九町 1 番耕地440番地

○愛媛県告示第 605 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、三崎町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成21年 4月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	村 上 卓 也	西宇和郡伊方町高浦65番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	曾我部 金 二	西宇和郡伊方町高浦36番地

○愛媛県告示第 606 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成21年 4月24日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

1 指定年月日及び番号

平成21年 4月 8 日 20大土建（道）第 4 号

2 道路の位置

喜多郡内子町内子 726 番、742 番、743 番、741 番 4、742 番地先水路

幅員 4.00メートル

延長 68.26メートル

3 申請人の住所及び氏名

喜多郡内子町内子 264 番地

株式会社 とみなが

代表取締役 富永 洪太郎

4 図面省略

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛統一労働組合執行委員長大野久から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成21年 4月14日あったので公表する。

平成21年 4月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 事件 2009年度賃金引き上げその他に関する事項
- 2 日時 2009年 4月27日正午より本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
財団法人 正光会今治病院	今治市高市甲786 - 13
財団法人 正光会宇和島病院	宇和島市柿原1280番地

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

正 誤

○正 誤

平成15年 4月 1 日付け第1444号外 1 愛媛県訓令第 8 号（愛媛県文書管理規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇 所	誤	正
30	左欄 下から11行目	供覧に行ったときは、	供覧を行ったときは、

○正 誤

平成21年 3月23日付け第2049号愛媛県告示第 391 号（道路の区域変更（県道大三島環状線））中

ページ	箇 所	誤	正
251	表中 延長欄	0.267	0.282

○正 誤

平成21年 3月24日付け第2050号愛媛県告示第 409 号（道路の供用開始（県道桜井山路線））中

ページ	箇 所	誤	正
258	表中 供用開始の区 間欄	今治市郷新屋敷町三丁目402番地 4 から	今治市郷新屋敷町三丁目402番地 4 地先から

○正 誤

平成21年 4月 7 日付け第2054号中

ページ	箇 所	誤	正
398	県報発行曜日	平成21年 4月 7 日金曜日	平成21年 4月 7 日火曜日